

## ストックオプション・プールに関する 新制度の創設について

梅田総合法律事務所 弁護士 西口 健太  
弁護士 佐藤 樹

### ▶ POINT

- ① 法改正により、いわゆるストックオプション・プールが制度化され、機動的なストックオプションの発行が可能になりました。
- ② 設立後15年以内に限り利用できるなど、主としてスタートアップを対象とする制度です。
- ③ この制度の利用のためには、あらかじめ、経済産業大臣及び法務大臣による確認などの手続きを経る必要があります。

### 1 はじめに

ストックオプションは、特にスタートアップにとって、従業員や外部協力者へのインセンティブ付与のための重要なツールです。ただ、我が国においては、手続きや税制面でのストックオプションの使いづらさがかねてより指摘されてきました（日本では会社法上の新株予約権がストックオプションとして利用されていますが、以下単に「ストックオプション」といいます）。

もっとも、ストックオプションに関しては、2023年、税制適格ストックオプションの要件に関連する1株当たりの株価の算定方法につき、一定のスタートアップ等に対し柔軟な算定を認める通達<sup>1</sup>が出されたことや、2024年度税制改正<sup>2</sup>で税制適格ストックオプションの年間行使価額の限度額の引き上げ等がされるなど、使い勝手の向上のための施策が相次いで発表されてきました。

<sup>1</sup> 国税庁「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の一部改正について(法令解釈通達)：  
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochiho/kaisei/230707/index.htm>

<sup>2</sup> 経済産業省「ストックオプション税制」：  
<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stock-option.html>

そして、先般、会社法の特例として、産業競争力強化法(以下、「産強法」といいます)において、日本版のストックオプション・プールが制度化され、ストックオプションの機動的な発行が可能になりました。本書では、この新制度について、そのポイントを解説します。

なお、この新制度の全体像は経産省のホームページ<sup>3</sup>にてまとめられていますので、こちらもご参照ください。

## 2 新制度により何が変わったか

### (1) 原則

米国等の制度と比べて、我が国のストックオプションについては、会社法の制限のもとで、主として以下の点が柔軟性に欠けると指摘されていました。

- ① 権利行使価額(いくらでストックオプションを行使できるか)及び権利行使期間(いつからいつまでの間にストックオプションを行使できるか)を含むストックオプションの内容を株主総会の決議で決める必要がある(会社法第239条1項1号)。
- ② その他のストックオプションの発行数などの決定については取締役(取締役会設置会社については取締役会。以下単に「取締役会」といいます)に委任できるが、その委任は1年間に限って有効(同条3項)。

以上の会社法の原則により、権利行使価額及び権利行使期間を含むストックオプションの内容を株主総会で決議する必要があり、取締役会に委任できる期間も短いため、株主総会を開催せずにと取締役会にて機動的にストックオプションを発行するというのは難しいのが実情でした。

### (2) 新制度

これに対し、新制度では、一定の要件を満たし、所定の手続きをとれば、ストックオプションの発行に関する手続きが以下のように変更されます(産強法第21条の19)。

- ① 権利行使価額及び権利行使期間の決定も含めて、取締役会に委任できる。
- ② 取締役会への委任は、会社設立後最大15年間有効。

これにより、ストックオプションに関して一定の事項のみ株主総会で定めておき、権利行使価額及び権利行使期間を含むその他の点の決定を取締役に委任すれば、その後、会社設立後最大15年間という長期にわたり、取締役会にて機動的にストックオプションの発行ができることとなります。

なお、会社設立後15年が経過すると、この制度を使えなくなる点には注意が必要です。

## 3 新制度利用のための要件

新制度を用いることのできる主な要件は、大要、以下のとおりです(産強法第21条の19第1項、産強法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関する省令(以下、「本省令」といいます)第1条)。

<sup>3</sup> 経済産業省「募集新株予約権の機動的な発行(ストックオプション・プール)に関する制度」  
<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoptionpool/index.html>

- ① 設立後15年未満であること。
- ② 新株予約権の発行条件や手続きについて総議決権の3分の2以上の株主と合意があること。
- ③ 残余財産分配を内容とする種類株式が登記されていること。

上記②については、「産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関するQ&A」<sup>4</sup>(以下、「Q&A」といいます)(Q3-8、Q3-9)、さらに確認申請書の記載例<sup>5</sup>も併せて読むと、例えば新株予約権の発行について投資家の事前承諾を要するという条項が株主間契約に入っており、同契約の契約当事者の議決権の合計が総議決権の3分の2以上であれば、要件を満たすように思われます。株主間契約を締結する場合、全株主ではなく一部の主要な株主のみを契約当事者として締結することも多いですが、新制度の利用を考えている場合は上記②の要件を満たすように意識することが重要になりそうです。

上記③については、ベンチャーキャピタル等からの出資を受け優先株式(種類株式)を発行しているスタートアップであれば、この要件を満たしていることが一般的と思われます。他方、優先株式を発行していない場合はこの要件を満たせません。もっとも、総議決権の3分の2以上の株主との間で上場努力義務などに関する合意がなされていることなど、他のいくつかの要件でも代替できることとされています。

その他、ストックオプションの付与対象は当該会社またはその子会社の役員、使用人、当該会社に対して役務を提供する者とされています。また、取締役会への委任の際は取締役が株主総会においてその旨を説明することとされています。

## 4 新制度利用のための手続き

留意が必要なのは、新制度の利用のためには、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受ける必要がある点です。その具体的なフローは以下のとおりとされています(本省令第2条、Q&AのQ1-5、脚注3・経産省ホームページ)。

- ① 経産省に事前相談を行う。
- ② 事前相談にて要件該当性が認められた場合は、正式に確認申請書を提出して申請を行い、経済産業省及び法務省における審査を通過すれば、経済産業大臣及び法務大臣の確認書が交付される。

上記①の所要期間は少なくとも1か月、上記②の標準処理期間は原則として1か月とされており、事前相談から確認書が交付されるまで合計2か月以上は見込む必要があります。そのため、新制度を利用する際にはスケジュールに余裕を持たなければなりません。

また、新制度を利用して株主総会から取締役会に委任を行った場合、株主となろうとする者及び新株予約権者となろうとする者に対して、その旨を通知する必要があります(産強法第21条の19第2項、本省令第3条)。

<sup>4</sup> 経済産業省・法務省「産業競争力強化法に基づく募集新株予約権の機動的な発行に関するQ&A」[https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoptionpool/stockoption-pool\\_qa.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoptionpool/stockoption-pool_qa.pdf)

<sup>5</sup> 経済産業省「確認申請書フォーマット 記載例」

[https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoptionpool/stockoption-pool\\_format\\_example.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stockoptionpool/stockoption-pool_format_example.pdf)

## 5 まとめ

以上のとおり、産強法により、一定の要件を満たす会社（主としてベンチャーキャピタル等の投資家から出資を受けているスタートアップが想定されています）では、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けるなどの所定の手続きをとることで、取締役会にて機動的にストックオプションを発行することができるようになりました。

経済産業大臣及び法務大臣の確認を受ける手続きに相応の時間がかかるなどの留意点がありますが、株主数が一定以上で株主総会の開催に相応の時間と労力がかかり、かつ従業員向けのインセンティブ等としてストックオプションを繰り返し発行する可能性のあるスタートアップ等であれば、この新制度の活用を検討する価値があると思われます。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から [PDF ファイルでのメール配信に変更できます](#)。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。[電話またはメール\(newsletter@umedasogo-law.jp\)](mailto:newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

私の今の趣味はランニングと登山です。

ランニングは、6年前に始めました。一人で走る根性はないため、高校の同級生とランニングサークルを作り、一緒にレースに出たり、ラン会を開催して楽しんでいます。フルマラソンは、神戸、大阪、奈良を中心に、たまに地方のレースを入れて、1シーズンに3～4レース出走しています。去年は飛騨高山ウルトラマラソン（100km）にもチャレンジして、何とか完走を果たしました。52歳になり、体力の低下に抗うのは大変ですが、友人達から刺激を受けながら、少しでも長く続けることが目標です。

もう一つの趣味は登山で、百名山完登という目標を立てました。こちらはなかなかタフな目標で、45座とようやく折り返しが見えてきましたが、まだまだゴールは遠い先です。目標達成には毎年4～5座を新たに登る必要があり、計画を立てて地道に実行していきたいと思います。

趣味を同じくする方は、是非お声掛け下さい。

（弁護士 伴城 宏）

## 梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番27号 大阪堂島浜タワー4階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>

UMEDA SOGO NEWS LETTER